

「学生支援緊急給付金」について

＜募集スケジュール＞

7月6日（月）	二次募集について学生ポータルおよびホームページにて周知
7月17日（金） 午後5時【厳守】	申請書類の提出締切

＜対象機関＞

専門学校（専門課程）**※准看護科は対象外**

＜支給金額＞

住民税非課税世帯の学生等	20万円
上記以外の学生等	10万円

＜申請書類と提出先＞

提出先＝学校事務室

申請書類	概要
1. 「学生支援緊急給付金申請書 【様式1】」	本制度による給付金の支給を申請するための書類。
2. 「誓約書【様式2】」	申請者本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があった場合は、支給された給付金額を返還しなければなりません。

＜支給対象者の要件（基準）と必要書類＞

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなど以下の①～⑥を満たすこと。

なお、必要書類は、原則申請時に提出する必要がある。

要件	必要書類
① 家庭からの多額の仕送りがない （※1）	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り学を記載 預貯金通帳等の写し（任意）
② 原則として自宅外で生活している （※2）	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載

<p>④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない</p>	<p>コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）または申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入</p>
<p>⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している</p>	<p>アルバイト先からの給与明細又は振込口座の預貯金通帳の写し（任意）等（本年1月以降の2ヶ月分で減少がわかるもの）</p>
<p>⑥既存の支援制度について以下のいずれかを満たす（※5）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学生の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込をしている者又は今後利用をする者であって、第一種奨学生の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学生の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため、新制度又は第一種奨学生を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者 	<p>以下に係る認定書の写し（提出可能な場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税証明書 ・給付奨学生（奨学生証） ・第一種奨学生（奨学生証） ・民間等による支援制度 <p>※申請時点において、給付奨学生・貸与奨学生のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込時に、原則1か月以内に申請する旨を確認する。</p>

（※1）家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とする。

（※2）自宅外で生活しているとは、申請者が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸契約書のコピー等）の提出が必要。

（※3）申請者が勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなす。

（※4）2020年1月以降で、申請者のアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となる。

（※5）第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指す。